

平成29年度 第3回 仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会

日時：平成30年3月12日（月）

14時00分～

場所：本庁舎6階 第1会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（審議事項）

・屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて

（報告事項）

・屋外広告物の安全対策の取組みについて

・その他

4. 閉 会

— 配 付 資 料 —

資料1：屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて

資料2：屋外広告物の安全対策の取組みについて

仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会委員名簿

(平成29年 10月 2日現在)

氏名	所属・役職	備考
とちくぼ まさゆき 杼 窪 昌之	宮城県屋外広告美術協同組合常任相談役 (株)アキバ商会代表取締役	審議会委員
なみき なおこ 並木 直子	(株)ユーメディア メディア本部 メディア開発チーム 2グループ 副長	専門委員
ばば 馬場 たまき	尚綱学院大学総合人間科学部 准教授	審議会委員
ふなびき としあき 舟 引 敏明	宮城大学事業構想学群 教授	専門委員
みやはら ひろみち 宮原 博通	(有)地域環境デザイン研究所 所長	審議会委員

(五十音順, 敬称略)

屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて

1. 前回部会での説明事項

- ・特例許可に関するこれまでの経過
- ・特例許可の条例上の位置づけ

第 10 条：市長は、広告物等の表示又は設置が許可基準に適合しない場合においても、特に必要と認めるときは、景観総合審議会の意見を聴いて、許可をすることができる。

第 12 条：市長は、禁止地域や禁止物件であっても、特に必要と認めるときは、景観総合審議会の意見を聴いて、広告物等の表示又は設置を許可することができる。

- ・特例許可の判断の基本的な考え方
(①公益性・社会貢献、②地域まちづくりへの還元、③イメージアップ・活性化、④期間限定)
- ・特例許可の手続・判断の流れ

2. 前回部会での主な意見

- ・特例許可を行う際の基準は、一般に対し、ある程度事前に明示しておいた方がよい。
- ・「良好な景観の形成に支障のないもの」であることの判断はどのように行うか。
- ・部会にどれだけ判断を委ねることとするのか整理した方がよい。
- ・特例許可にあたっては、安全性も考慮すべきではないか。
- ・まずは事例を積み重ねていくことが必要ではないか。

3. 特例許可の基本的な考え方（前回の意見を踏まえ再整理）

- ・特例許可として妥当かの判断は、下記のいずれかの観点から、特に必要と認められるもので、良好な景観の形成と安全性に支障のないものかを確認のうえ、行っていく。

※特例許可以外の適用除外が適用できる場合は、そちらで対応する。

① 公益性・社会貢献

(例：地域や市民にとって広く必要なもの、地域の利便性向上のため特に必要なもの)

② 地域のまちづくりへの還元

(例：公共物の維持管理や地域活性化などの地域のまちづくりや活動に、収入などが還元されるもの)

③ まちのイメージアップ・活性化

(例：観光や経済の視点でのまちの魅力向上や賑わい向上に資するもの)

④ 期間限定

(例：イベントなどの演出や情報発信の効果を上げるために一時的に表示するもの)

- ・「特に必要と認められるもの」「良好な景観の形成と安全性に支障のないもの」の確認は、申請者側が記入するチェックリスト（資料1-2）をもとに行っていく。
- ・「景観形成に対する影響」については、下記の点を確認し、必要な意見を付すこととする。

①広告物等の意匠に関する工夫 ②周囲の景観に対する影響と配慮 ③眺望景観に対する影響と配慮

※必要に応じ、シミュレーション等による説明を求める。

※必要に応じ、事前に景観アドバイザー制度等の活用を促していく。

- ・「安全性」については、下記の点を確認し、必要な意見を付すこととする。

①広告物等の構造及び設置方法の安全性の確保 ②道路交通への影響と対応

- ・「特に必要と認められるもの」については部会で確認し、「良好な景観の形成と安全性に支障のないもの」については部会から意見をいただき、市で特例許可の判断をしていく（資料1-3）。

4. 特例許可の取扱い等の公表について

- ・特例許可の基本的な考え方について、案内資料（資料1-4）をホームページに掲載すること等により、公表する。

※特例許可に関する部会での審議は、資料と議事録がホームページ等で公開される。

5. 特例許可のケーススタディ

○禁止物件の特例許可

ケース1：禁止物件に、エリアマネジメント広告を掲出する。

⇒②地域のまちづくりへの還元 ③まちのイメージアップ・活性化に該当

○禁止地域での特例許可

ケース2：禁止地域において、エリアマネジメント広告を掲出する。

⇒②地域のまちづくりへの還元 ③まちのイメージアップ・活性化に該当

ケース3：都市公園内（禁止地域）の一部において、公園法の特例により民間の商業施設が立地するにあたり、店舗名などを掲出する。

⇒①公益性・社会貢献 ③まちのイメージアップ・活性化に該当

ケース4：低層住居専用の住宅地（禁止地域）に、建築基準法の特例許可を受けて日用品の店舗が立地するにあたり、店舗名や駐車場案内を掲出する。

⇒①公益性・社会貢献に該当

○許可基準についての特例許可

ケース5：工事の仮囲いに、基準（壁面の1/3以内等）を超えてまちの魅力を伝えるグラフィックや市民による参加型記事を掲出する。

ケース6：イベント期間の間、基準超の各種広告物を掲出する。

ケース7：イベント期間の間、基準（壁面の1/3以内等）を超えてプロジェクションマッピングを投影する。

⇒③まちのイメージアップ・活性化 ④期間限定に該当

特例許可を受けようとする場合には、本紙を記入の上、許可申請書に添付すること

●特例許可チェックリスト

申請の種類	<input type="checkbox"/> 条例第 10 条（許可基準の特例）	<input type="checkbox"/> 条例第 12 条（禁止地域又は禁止物件の特例）
-------	--	--

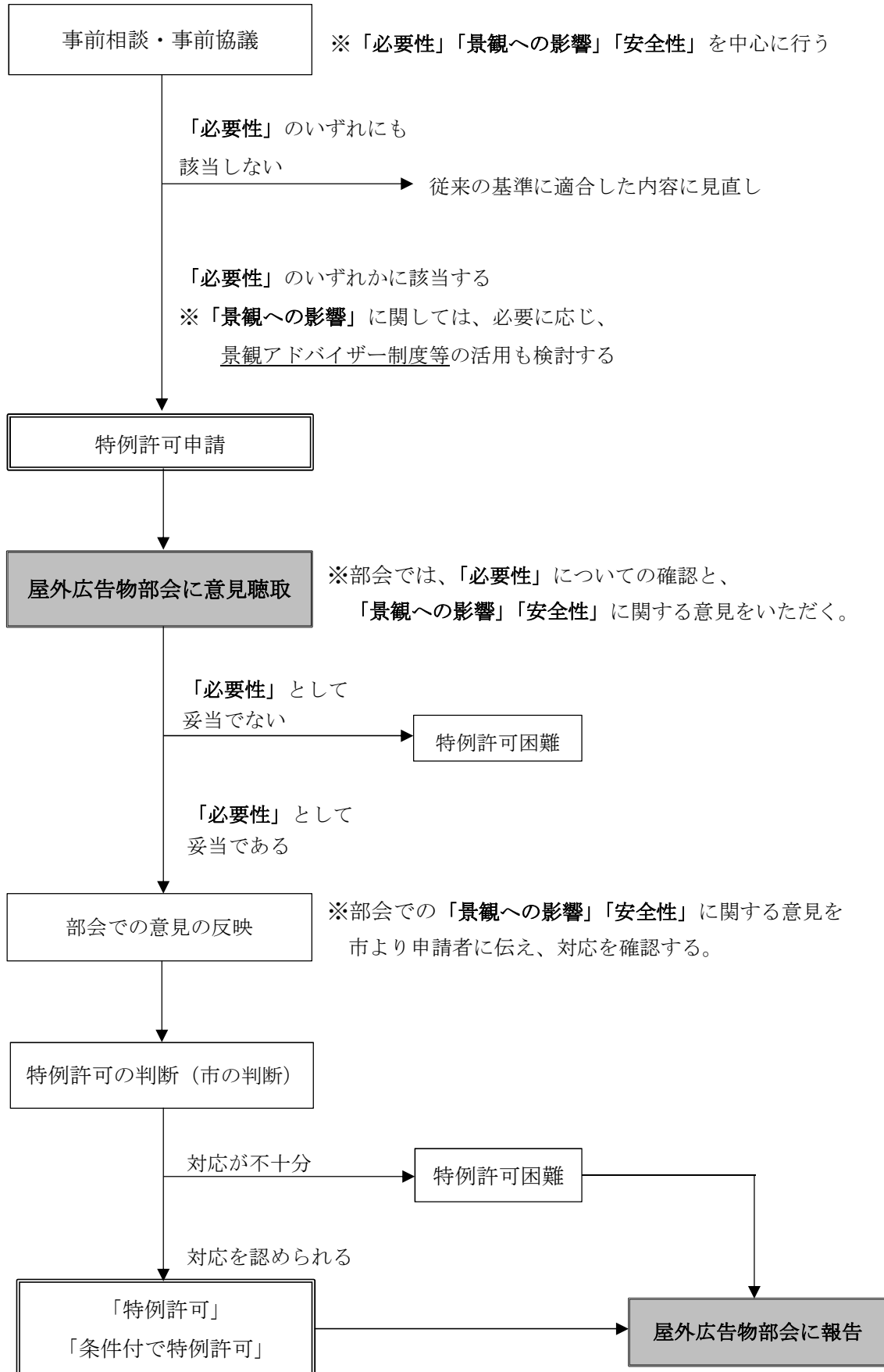
周辺の概況	
表示又は設置の計画の概要	

確認項目		説明
特例許可の 必要性	公益性・社会貢献	
	地域のまちづくりへの還元	
	まちのイメージアップ・活性化	
	期間限定	
景観形成に 対する影響	広告物等の意匠に関する工夫	(色彩やレイアウトなど、広告物等自体のデザイン性について工夫した点を記述する)
	周囲の景観に対する影響と配慮	(周囲の景観に対する影響と、調和等のための配慮について記述する)
	眺望景観に対する影響と配慮	(周辺の主要な視点場からの眺望景観における影響と、保全等のための配慮について記述する)
安全性	広告物等の構造及び設置方法の安全性の確保	(禁止物件に設置する場合や、特殊な表示又は設置方法を用いる場合などに特に記述する)
	道路交通への影響と対応	(道路上に設置する場合などに、警察及び道路管理者との協議結果等を記述する)

添付資料

(必要性に関する説明資料、シミュレーション資料、警察及び道路管理者との協議記録等)

特例許可の手続き・判断の流れ（前回の意見を踏まえ再整理）



平成 30 年 4 月 日
仙台市都市景観課

屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて

1. 特例許可とは

本市条例では、許可地域においては許可基準に適合させる必要がありますが、特に必要と認めるときは、基準に適合しない場合でも許可することができるとしています。

また、広告物等の表示又は設置を原則として禁止している禁止地域や禁止物件であっても、特に必要と認めるときは、許可することができるとしています。

これらの許可を「特例許可」といい、許可にあたっては景観総合審議会（屋外広告物部会）の意見を聴いた上で、判断することとなります。

第 10 条：市長は、広告物等の表示又は設置が許可基準に適合しない場合においても、特に必要と認めるときは、景観総合審議会の意見を聴いて、許可をすることができる。

第 12 条：市長は、禁止地域や禁止物件であっても、特に必要と認めるときは、景観総合審議会の意見を聴いて、広告物等の表示又は設置を許可することができる。

2. 特例許可の基本的な考え

特例許可として妥当かの判断は、下記のいずれかの観点から、特に必要と認められるもので、良好な景観の形成と安全性に支障のないものかを確認のうえ、行っていきます。

① 公益性・社会貢献

(例：地域や市民にとって広く必要なもの、地域の利便性向上のため特に必要なもの)

② 地域のまちづくりへの還元

(例：公共物の維持管理や地域活性化などの地域のまちづくりや活動に、収入などが還元されるもの)

③ まちのイメージアップ・活性化

(例：観光や経済の視点でのまちの魅力向上や賑わい向上に資するもの)

④ 期間限定

(例：イベントなどの演出や情報発信の効果を上げるために一時的に表示するもの)

※特例許可は、1 件ごとの判断になりますので、特例許可とならない場合もあります。

(内容によっては、特例許可以外の適用除外条項を適用できる場合もあります)

※特例許可を検討される場合は、本市との事前相談を早い段階で行ってください。

※特例許可制度の適用を受けるには、本市との事前協議を行ったうえで、仙台市景観総合審議会（屋外広告物部会）の意見を聴く必要があります。

連絡先 仙台市都市整備局計画部都市景観課景観係

住所：仙台市青葉区国分町三丁目 7-1 本庁舎 7 階

TEL：022-214-8288 FAX：022-214-8300

屋外広告物の安全対策の取組みについて

平成29年度第3回

仙台市景観総合審議会屋外広告物部会

1. 安全対策の取組みの背景

劣化した広告物の落下等の事故

(札幌市での事故事例)

発生日時：平成27年2月

事故概要：ビルの外壁に緊結された看板の一部が
落下し、直下の歩行者に当たり重症。

原因：緊結部分の腐食により強度が低下し、
事故当時吹いていた強風の影響により
落下したものと考えられる。



所有者等による適切な維持管理の必要性



※国交省記者発表資料より

※上記のほかにも広告物の
落下事故は全国で発生
している

2. 屋外広告物条例の改正

平成28年4月

各自治体の条例の参考として国交省が作成している
「屋外広告物条例ガイドライン（案）」の改正

ポイント①：所有者等による**管理義務**

ポイント②：所有者等による**点検義務**

ポイント③：継続許可申請等の際の**点検結果の提出義務**

平成29年3月

仙台市屋外広告物条例の改正（平成29年4月施行）

2. 屋外広告物条例の改正

安全対策に関する屋外広告物条例改正の概要

- 広告物等の表示者、設置者、管理者に加え、所有者及び占有者に、当該広告物等の管理義務があることを明記
- 広告物等の所有者及び占有者は、屋外広告士等の有資格者に、当該広告物等の点検を行わせる義務があることを追加
(地上広告物、壁面広告物、屋上広告物が対象)
- 広告物等の所有者及び占有者は、継続許可申請を行う場合などに、点検結果を市長に提出する義務があることを追加

2. 屋外広告物条例の改正

管理義務について

管理義務を負う者

表示者

設置者

管理者

所有者

占有者

改正により追加

点検義務について

点検義務対象となる広告物

- 地上広告物
- 壁面広告物
- 屋上広告物

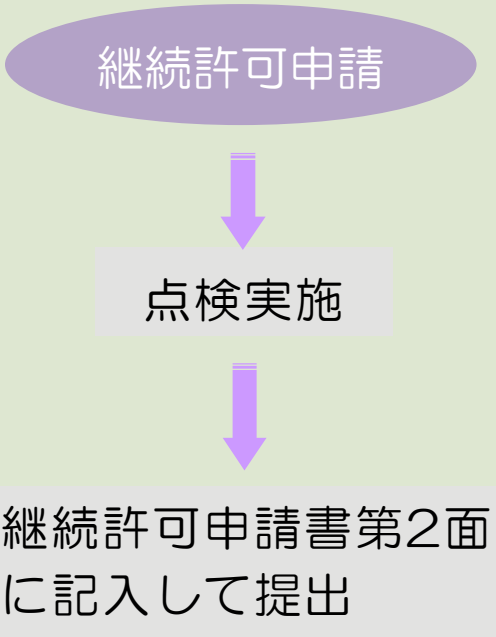
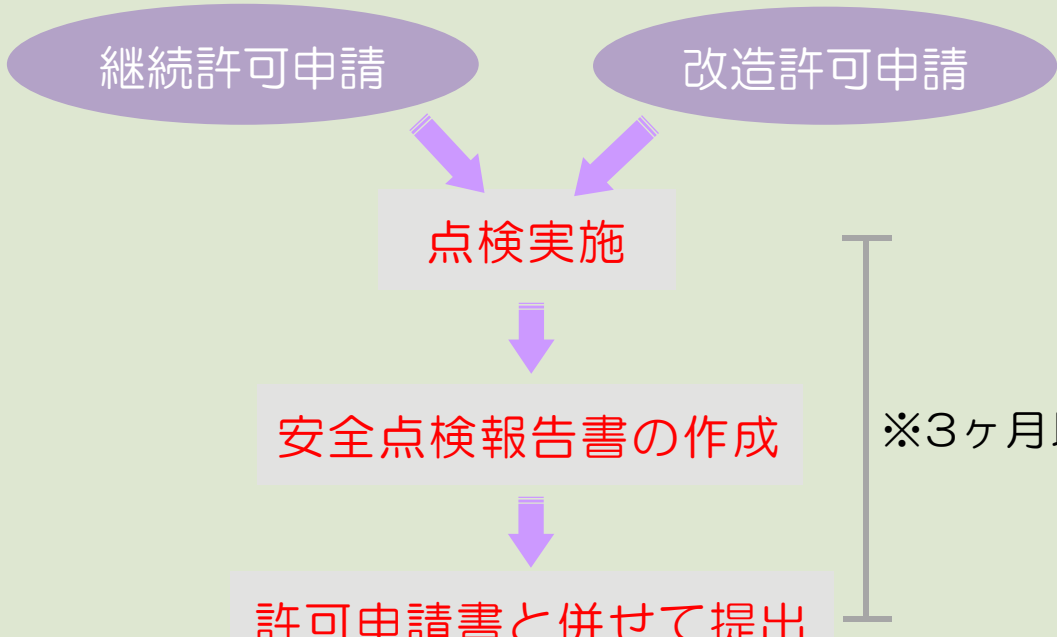


許可の要・不要に関わらず
点検が必要

※はり紙、はり札等、広告幕、
立て看板等、電柱類広告物、
移動広告物などは対象外

2. 仙台市屋外広告物条例の改正

点検結果の提出義務について

改正前	改正後
<p>※条例上に点検結果の提出義務はなし</p>  <pre>graph TD; A([継続許可申請]) --> B[点検実施]; B --> C[継続許可申請書第2面に記入して提出];</pre>	<p>条例上に点検結果の提出義務を追加</p> <p>条例第16条の2 「<u>広告物等の所有者等は、継続許可を受けようとする場合</u> <u>その他規則で定める場合には、点検の結果を市長に提出しなければならない。</u>」</p>  <pre>graph TD; A([継続許可申請]) --> D[点検実施]; B([改造許可申請]) --> D; D --> C[安全点検報告書の作成]; C --> E[許可申請書と併せて提出];</pre> <p>※3ヶ月以内</p>

2. 仙台市屋外広告物条例の改正

安全点検報告書 ※広告物毎に作成し申請書と併せて提出

(第二面)

点検結果			
整理番号	1		
点検実施者	住所：〒980-8671 仙台市青葉区上杉1丁目△番△号 氏名：青葉 二郎 (印) 電話：022-000-0000		
点検実施者の資格 (該当するものに○)	<input checked="" type="checkbox"/> 1 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 2 1級広告美術仕上げ技能士 <input type="checkbox"/> 3 一級又は二級建築士 <input type="checkbox"/> 4 特種（ネオン工事）電気工事士 <input type="checkbox"/> 5 電気主任技術者 <input type="checkbox"/> 6 施工管理技士（土木、建築、電気） <input type="checkbox"/> 7 技術士（電気電子、建設部門） <input type="checkbox"/> 8 点検技能講習会修了		
資格番号	第00000号		
点検日	平成29年 5月10日		
広告物の種別 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 屋上広告物 <input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input checked="" type="checkbox"/> 地上広告物		
点検項目	点検方法 (実施した方法を囲む)	異常の有無	異常有の場合、補修の内容
基礎、取付（支持）部の 変形・腐食	目視 触診	有・無	
主要部材の変形・腐食	目視 触診	有・無	
ボルト・ビス等のゆるみ・欠落	目視 触診	有・無	ボルト締め直し
表示面の汚染・変色・はく離	目視	有・無	
表示面の破損	目視	有・無	
照明、分電盤など 電気設備の故障・損傷	目視 検査	有・無	電球交換
その他特に点検した箇所 ()	目視 触診 検査 その他	有・無	
その他特に点検した箇所 ()	目視 触診 検査 その他	有・無	

1. 点検を実施した広告物等が複数ある場合、すべてについて第二面を作成し、整理番号に適宜番号を振って下さい。
2. 点検項目について異常の有無に○印を入れ、有の場合は補修の内容も記入してください。

(第三面)

広告物等の現況写真	
整理番号	1
項目	写真
全景	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 20px; background-color: #e0e0e0;"> <p style="font-size: 24px; color: red; margin: 0;">全景写真を添付</p> </div>
特に異常が認められた 箇所の拡大写真	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 20px; background-color: #e0e0e0;"> <p style="font-size: 24px; color: red; margin: 0;">異常箇所の 拡大写真を添付</p> </div>
特に異常が認められた 場合、当該箇所を 補修した後の写真	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 20px; background-color: #e0e0e0;"> <p style="font-size: 24px; color: red; margin: 0;">異常箇所の補修後 の写真を添付</p> </div>
点検結果、異常の有無 および補修等に 関するコメント	<ul style="list-style-type: none"> • 板面胴縁のボルトに緩みが見られたので締め直した。 • 照明器具の一部に不点灯があったため、電球を交換した。

1. 点検を実施した広告物等が複数ある場合、すべてについて第三面を作成し、第二面の作成時に振った整理番号と合わせてください。
2. 写真はカラーを使用してください。
3. 異常が複数見受けられた場合など、写真枚数が多い場合は別紙としてください。

3. 安全点検の周知

- 広告物の許可申請者や登録屋外広告業者、県内の業界団体に、安全対策や安全点検について周知
- 点検義務の対象であるが、許可申請が適用除外※なため点検結果の提出義務がない広告物への安全点検の周知

※自己の店舗等の看板で小規模なものなど



- 商工会議所、ビルオーナーの団体、市中心部の商店街などへの説明や資料配布
- 業界団体との合同パトロールとその結果の周知
- 市が主体となって実施する安全点検の業務委託とその結果を踏まえた周知啓発

仙台市屋外広告物条例等が一部改正されました
～有資格者による点検と点検結果の提出が必要になります～

札幌市での看板落下事故など、広告物の適切な安全管理が全国的課題となっていることを受け、各自治体の屋外広告物条例の参考として国土交通省が作成している「屋外広告物条例ガイドライン(案)」について、点検などに関する規定を中心に平成28年4月に改正されました。仙台市でも、この改正を踏まえ、平成29年3月に屋外広告物条例を改正しています。

【改正点の主なポイント】
① 屋外広告物のうち、壁面広告物・屋上広告物・地上広告物について、有資格者による点検を行い、安全性を確認することを目指す

・ 壁面広告物、屋上広告物
・ 地上広告物
・ 容易に届かない構造

安全かどうか点検して下さい

点検を依頼

点検を依頼する有資格者

点検を実施する有資格者

点検結果を報告

点検結果を報告

・ 屋外の電士
・ 1級助産師士
・ (一社)日本屋外広告物協会
・ 以下の資格を所持し、かつ、自治体の開催する講習会を修了した者
- 1級建築士、2級建築士
- 電気工事士
- 電気主任技術者
- 土木、建築、電気工事
- 施工管理士
- 技術士(電気電子、建設部門)

※平成32年3月までは、有資格者以外の当該広告物の管理者で、点検を実施できます。

② 許可申請書に併せて「安全点検報告書」を、区長宛てに提出することが義務

有資格者による点検の実施

「安全点検報告書」作成

許可申請書と一緒に区役所へ提出

「安全点検報告書」の周知・移行期間として、平成29年3月30日までは、報告書の提出は不要となります。
(改正前の許可申請書第二面に「安全点検報告書」の提出が必要となります)

※所定の基準を満足したことで、通常より許可期間が延長された広告物にあっては、その許可期間の半分を過ぎた時点においても、「安全点検報告書」の提出が必要となります。
※許可を要しない屋外広告物の場合、「安全点検報告書」の提出は不要となります。(点検の実施は必要です)

※点検制度に関するQ&Aも実施しておりますので、ご確認ください。

4. 安全対策の取組み

平成27年より
毎年9月

宮城県屋外広告美術協同組合が主催のもと、
地元町内会などとともに、中心市街地の広告物の
安全点検まち歩きを実施（ニュース等でも報道）

→点検の結果は、商店街等の団体、ビルオーナー、
広告物設置者などに対して、仙台市から報告

平成29年の実施状況

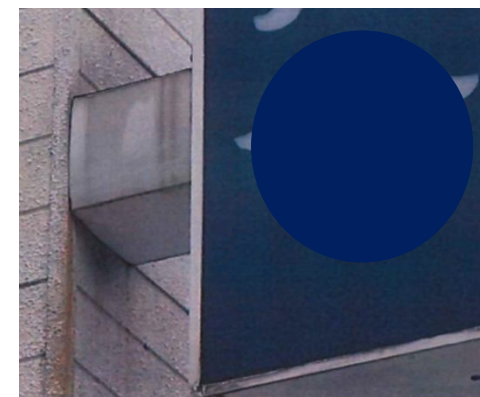
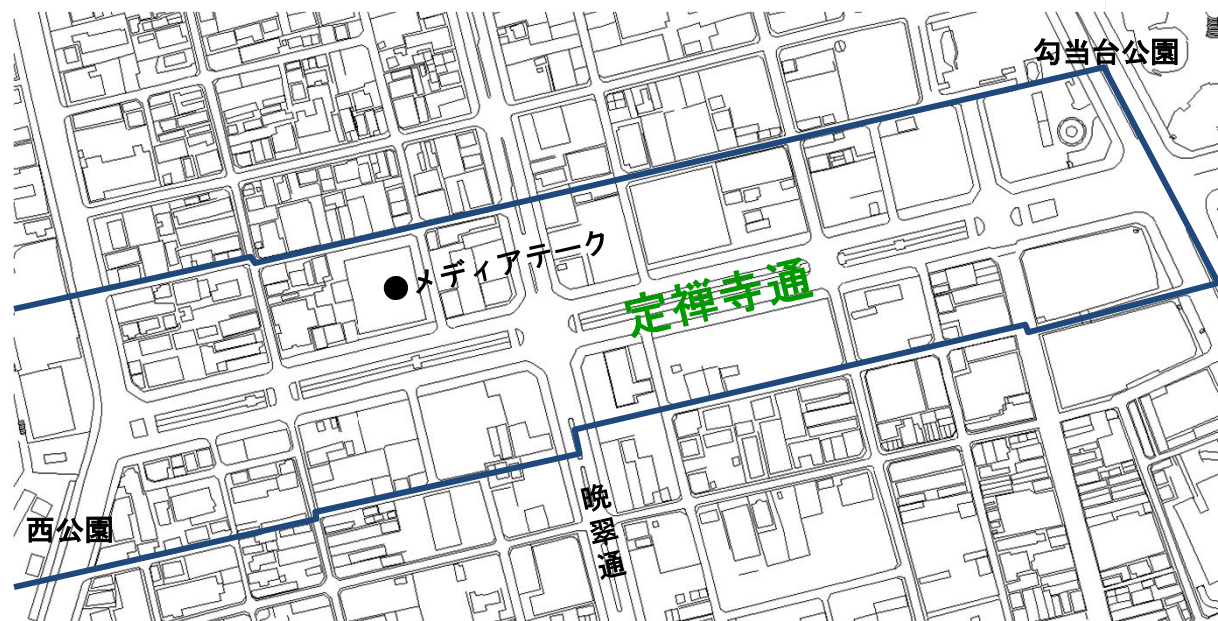


詳細点検も実施



4. 安全対策の取組み

平成29年11月～ 仙台市の業務委託により、広告物モデル地区内の
広告物の安全点検（目視点検）を実施



錆垂れがありブラケット
が腐食の可能性

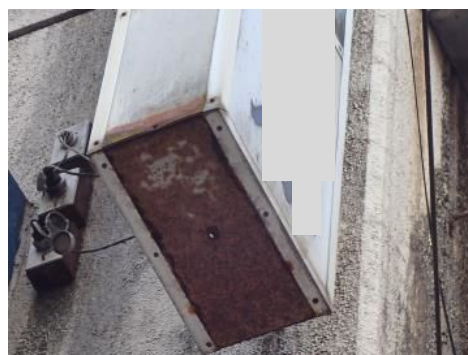
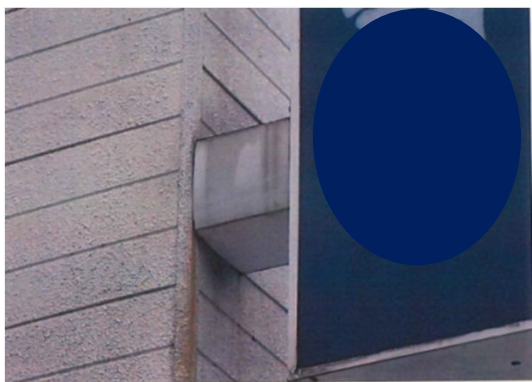


底板が腐食の可能性

突出し広告物77件、壁面広告物99件を調査し、
そのうち15件について、要詳細点検と判定
→要詳細点検となった所有者等には結果を説明し、
詳細点検の実施について交渉

4. 安全対策の取組み

平成30年3月 要詳細点検となった広告物のうち、所有者等の協力を得られた5件について、仙台市の業務委託により点検を実施



突出し広告物5件を調査

→所有者等に結果や改善提案を説明予定

4. 安全対策の取組み

これまでの取組みの成果

- 専門業者の目で見ること、早い段階で劣化等について把握
- 外観が良好でも内部で錆が多い場合もあり、適切な時期での詳細点検の必要性を実際の現場で確認
- 所有者等に目視点検の結果などをもとに周知啓発を行うことで、改善や撤去などの必要な対応にも理解いただくことは可能

今後の取組み

- 目視点検も含め、今回の調査の記録や調査写真をホームページ等で公表することを検討していく
- 業界団体とも連携し、安全対策の周知啓発を継続して行っていく